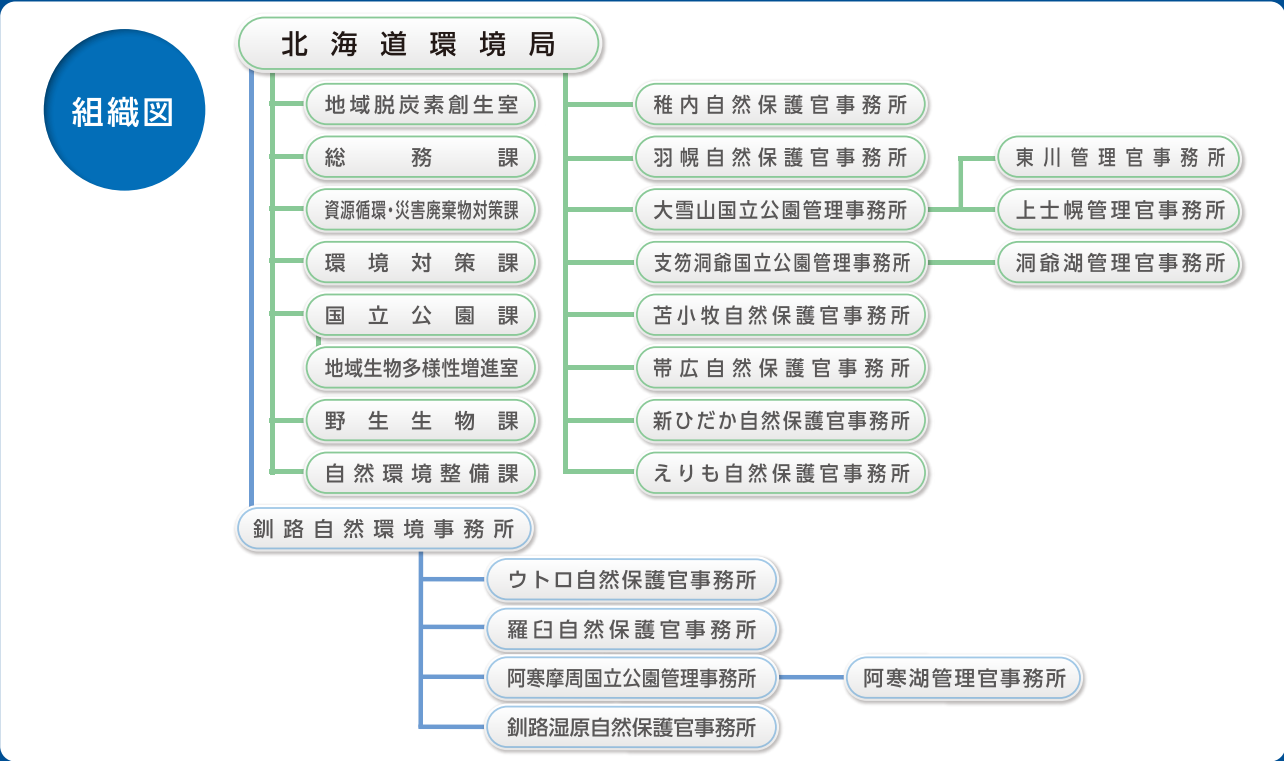




事 務 所	住 所 等	TEL
北海道環境局	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階 URL https://hokkaido.env.go.jp E-mail REO-HOKKAIDO@env.go.jp	TEL 011-299-1950
稚内自然保護官事務所	〒097-8527 北海道稚内市末広5-6-1 稚内地方合同庁舎3階	TEL 0162-33-1100
羽幌自然保護官事務所	〒078-4116 北海道苫前郡羽幌町北6条1丁目 北海道海鳥センター内	TEL 0164-69-1101
大雪山国立公園管理事務所	〒078-1741 北海道上川郡上川町中央町603番地	TEL 01658-2-2574
大雪山国立公園管理事務所 東川管理官事務所	〒071-1423 北海道上川郡東川町東町1-13-15	TEL 0166-82-2527
大雪山国立公園管理事務所 上士幌管理官事務所	〒080-1408 北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線235-33	TEL 01564-2-3337
支笏洞爺国立公園管理事務所	〒066-0281 北海道千歳市支笏湖温泉	TEL 0123-25-2350
支笏洞爺国立公園管理事務所 洞爺湖管理官事務所	〒049-5721 北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉142-5 洞爺湖ビジターセンター2階	TEL 0142-73-2600
苫小牧自然保護官事務所	〒059-1365 北海道苫小牧市植苗156-26	TEL 0144-58-2271
帯広自然保護官事務所	〒080-0047 北海道帯広市西17条北3丁目13-12	TEL 0155-34-5500
新ひだか自然保護官事務所	〒056-0016 北海道日高郡新ひだか町静内本町5丁目1-21	TEL 0146-49-2172
えりも自然保護官事務所	〒058-0203 北海道幌泉郡えりも町字新浜61-15	TEL 01466-2-2204
釧路自然環境事務所	〒085-8639 北海道釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎4階 URL https://hokkaido.env.go.jp/kushiro/ E-mail NCO-KUSHIRO@env.go.jp	TEL 0154-32-7500
ウトロ自然保護官事務所	〒099-4354 北海道斜里郡斜里町ウトロ西186-10 知床世界遺産センター内	TEL 0152-24-2297
羅臼自然保護官事務所	〒086-1822 北海道目梨郡羅臼町湯の沢6-27	TEL 0153-87-2402
阿寒摩周国立公園管理事務所	〒088-3465 北海道川上郡弟子屈町川湯温泉2-2-2	TEL 015-483-2335
阿寒摩周国立公園管理事務所 阿寒湖管理官事務所	〒085-0467 北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉1-1-1	TEL 0154-67-2624
釧路湿原自然保護官事務所	〒084-0922 北海道釧路市北斗2-2101	TEL 0154-56-2345

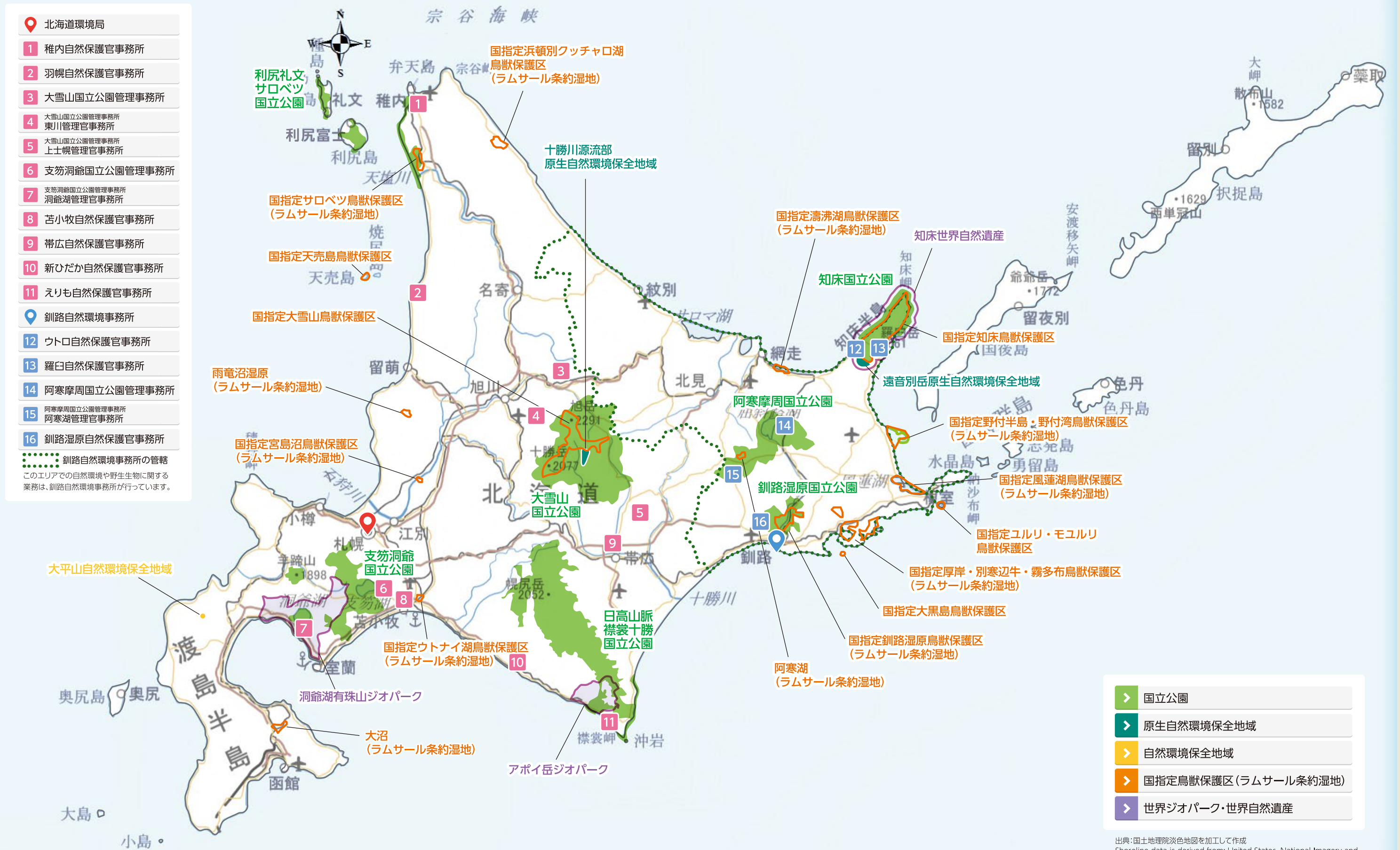


北海道環境局

業務概要



01 管内図・国立公園等位置図



出典:国土地理院淡色地図を加工して作成
Shoreline data is derived from: United States. National Imagery and Mapping Agency. "Vector Map Level 0 (VMAP0)." Bethesda, MD: Denver, CO: The Agency; USGS Information Services, 1997.

02 北海道環境局がスタートします。

環境省「地方環境事務所」は、令和8年7月「地方環境局」として、あらたな一步を踏み出しました。

地方環境局は、地域に根ざした環境省のフロントラインとして、

地域とともに挑戦し、人と地域を結び、支えます。

地方環境局は、**3つの使命**を果たすため、**3つの姿勢**に基づき取り組みます。

3つの使命

使命 1

環境を軸とした、持続可能で豊かな地域づくり

地域脱炭素、地域における循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行、自然再興（ネイチャーポジティブ）、「地域循環共生圏」の推進、気候変動適応 等

使命 2

国が担うべき地域環境の保全・再生

国立公園や世界自然遺産、野生生物等の貴重な自然環境の保全・管理、水辺・里海の創出・活用の推進 等

使命 3

地域の安全・安心を支える環境面での危機管理

災害廃棄物の適切かつ迅速な処理、クマ類をはじめとする野生生物による被害対策、広域協議会等を通じた気候変動適応の推進 等

3つの姿勢

姿勢 1

地域の声をきめ細かく把握し、
現場第一の環境政策の立案につなげます。

姿勢 2

自治体や企業、地域住民など、
多様な主体を結ぶ地域のハブとなります。

姿勢 3

地域課題の解決に向け、
地域に寄り添い、共に考え、伴走します。

北海道の自然と暮らしを未来につなぐ

四方を海に囲まれ、森・里・川・海のダイナミックな繋がりの中で育まれた北海道の自然環境は、食糧や再生可能エネルギーの生産、そして、美しい自然景観の基盤となる自然資本として、北海道のみならず日本の暮らしを支えています。

北海道環境局は、自治体、企業、NGO、研究機関など多様な主体との連携・共創により、自然資本の保全と持続的な利用、地域脱炭素、資源循環、自然再興に統合的に取り組み、環境の側面から地域課題の解決に貢献します。

このことにより、地域の価値とウェルビーイング（高い生活の質）の向上を図り、**北海道の自然と暮らしを未来につなぎます。**

北海道環境局のビジョン

地域の自然資本を基盤として、資源やエネルギーを地域内で循環させ、都市部と農山漁村が相互に補完し合い、持続可能で自立的な社会を形成する「地域循環共生圏」の条件を北海道は備えています。**北海道環境局は「地域循環共生圏」の実現に取り組みます。**

北海道には、日本を代表する優れた自然の風景地である国立公園が7つ指定されており、これらの地域を適切に保全するとともに、自然を満喫する上質なツーリズムに取り組むことで、**ネイチャーポジティブ実現と地域経済に貢献**します。また、クマ類をはじめとする野生生物による被害対策を進め、**安全・安心な暮らしの実現に貢献**します。

風力、太陽光、地熱、森林や酪農業から生じるバイオマスなど、北海道の豊富な再生可能エネルギー資源を活用して**地域の脱炭素を進め、経済に貢献**するとともに、積雪寒冷地にある建築物の断熱性能を高める省エネ効果によって、暮らしの質の向上も図ります。他方で、発電施設整備による環境影響も懸念されていることから、地域との共生に十分配慮し、得られたエネルギーや収益を地域課題の解決につなげる「**地域共生型再生可能エネルギー**」の実現に取り組みます。

豊富なバイオマス資源は、北海道での循環型経済の構築にとって大きな強みとなります。これらの資源をエネルギー、肥料等として地域内で循環させながら再利用する仕組みを構築し、循環型経済の推進に貢献します。また、災害廃棄物の適切かつ迅速な処理など、**環境面での危機管理向上に貢献**します。

北海道環境局の3つの使命への取組み

使命 1 環境を軸とした持続可能で豊かな地域づくり

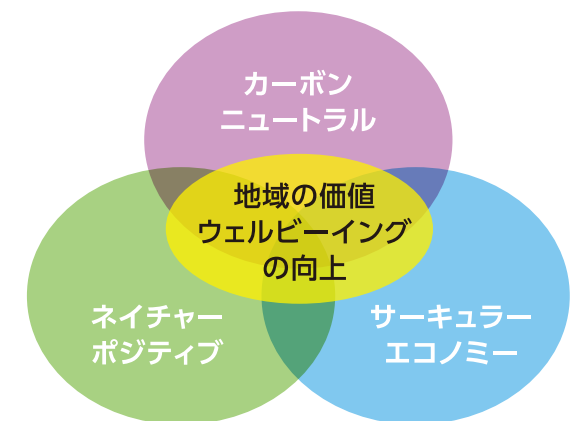
- ・脱炭素と地域課題解決を同時に進める「地域脱炭素」に取組む自治体の支援等を通じて、北海道を元気にします。
- ・環境保全に関わる多様な主体との連携・協働により、北海道に相応しい地域循環共生圏を実現します。
- ・北海道での循環型経済の推進に向けて、事業者育成、バイオマス資源の循環、プラスチックをはじめ廃棄物からの再生材の供給体制の具体化を目指します。
- ・アドベンチャーツーリズムなど自然を満喫する上質なツーリズムを国立公園で進め、自然資本を核とした地域経済に貢献します。

使命 2 国が担うべき地域環境の保全・管理

- ・国立公園・世界自然遺産などの北海道の優れた自然環境を、暮らしや産業を支える自然資本として、多様な主体との協働により保全・管理・拡充を図ります。
- ・シマフクロウをシンボルとして、北海道の森・里・川・海のつながりを、多様な主体との協働により保全再生し、北海道の自然資本をより強固にします。

使命 3 地域の安全・安心を支える環境面での危機管理

- ・災害廃棄物対応力の向上と自治体間の支援・受援体制を強化し、災害発生時の廃棄物処理の迅速化による、早期復興を実現します。
- ・避難施設への再生可能エネルギーによる非常電源の導入支援等により、地域の防災・レジリエンス機能の向上を図ります。
- ・クマ類をはじめとする野生生物による被害対策を強化するため、自治体の体制の確立と人とのすみ分けの実現に貢献し、北海道での安全・安心な暮らしを実現します。



03 脱炭素で北海道を元気に

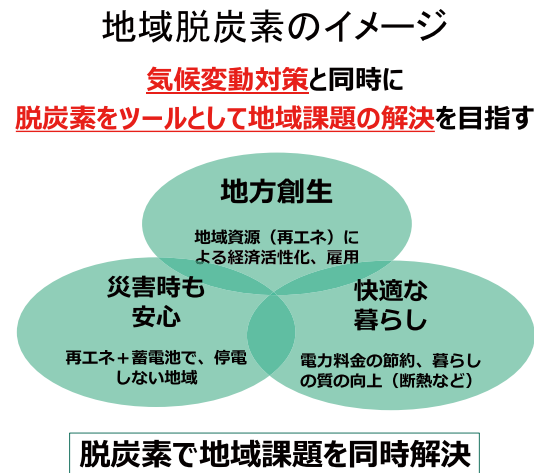
地域脱炭素創生室

地域脱炭素

1) 地域脱炭素

北海道は、風力、地熱等再生可能エネルギーのポテンシャルが高い地域であり、この資源を自然環境に配慮したうえで活用しつつ、脱炭素と地域経済の振興、防災力の強化、暮らしの質の向上等の地域課題の解決を同時に目指す地域脱炭素を進めています。

例えば、地域特性に応じて2030年削減目標を実現するモデルとなる脱炭素先行地域（札幌市、苫小牧市、石狩市、厚沢部町、奥尻町、上士幌町、鹿追町）や重点対策加速化事業対象自治体（札幌市、苫小牧市、登別市、当別町、ニセコ町、美瑛町、滝上町、安平町、士幌町、鹿追町、白糠町）への交付金による支援、避難施設への再生可能エネルギー導入による非常用電源の確保、脱炭素に関する各種補助金や支援制度の紹介、自治体と技術等を持つ民間企業を結びつけるマッチング会を開催する等により、道内の地域脱炭素を推進しています。



地域脱炭素のイメージ



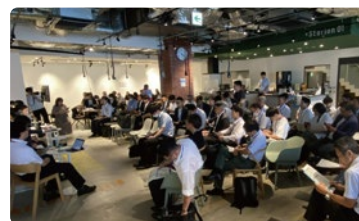
鹿追町のバイオガスプラント（脱炭素先行地域）



防災施設への太陽光発電の導入（歌志内市）



ゼロ北ハンドブック



地域脱炭素マッチング会の様子

2) 脱炭素・GX人材の育成

令和5年6月に、北海道が持つ国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活用し、GX産業集積と、それを支える金融機能の強化集積を両輪で進め、その相乗効果により、日本の再生可能エネルギー供給基地、そして、世界中からGXに関する資金・人材・情報が集積するアジア・世界の「金融センター」を実現することを目的に、産学官金21機関からなるGX・金融コンソーシアム「Team Sapporo-

Hokkaido」が設立されました。北海道環境局では、主に関係行政機関、大学、企業等と連携し、道内のGXや脱炭素分野で活躍する人材の育成に取り組んでいます。



学生向けGX・脱炭素セミナー

column 1 G7と環境金融

令和5年4月、札幌市にてG7気候エネルギー環境大臣会合が開催され、グリーントランスフォーメーション（GX）の推進等が議論されました。北海道においてGXを推進するためには、資金運用と環境配慮を指導できる金融機関の関わりが必要です。このG7開催を契機に、北海道において、産官学金が連携し、GX産業とそれを支える環境金融を呼び集める取組が動き始めています。

この環境金融活性化の機運を捉え、株式会社脱炭素化支援機構と連携し道内における脱炭素化投資案件の組成や脱炭素化ビジネス支援、金融機関への脱炭素化の普及を推進する「北海道脱炭素投資支援センター」を設置・運営しています。



G7環境エネルギー大臣会合の様子



北海道脱炭素投資支援センター

04 協働で持続可能な地域づくりに貢献

環境対策課

地域循環共生圏の実現

地域循環共生圏とは、ローカルSDGsとも言い、地域資源を活用して環境・社会・経済の総合的向上を実現しつつ、地域同士で支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です。この取組では、地域の意見やアイデアをとりまとめるプラットフォームの構築、地域資源を活用したローカルSDGs事業の創出など、自立した地域づくりを支援しています。



地域循環共生圏の概要図

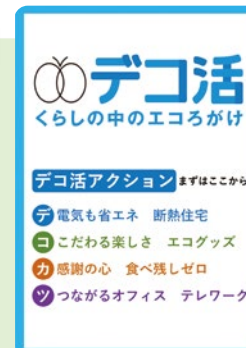
例えば、北海道石狩市浜益（旧浜益村）は、約40年前まで陸の孤島だった背景から、今も自然と共にある地域循環型の暮らしが根付いています。その中で蓄積された技術・知見を発信・継承することを目的に自然学校が設立されました。



自然学校の活動の様子

column 2 デコ活

2050年カーボンニュートラル及び2030年CO2排出量46%削減目標の実現に向け、国民・消費者の行動変容を促し、ライフスタイル転換のうねり・ムーブメントを引き起こす新たな国民運動「デコ活」に取り組んでいます。北海道においては、多様な主体による「デコ活」を展開し、各種説明会での発信や地域の環境イベントでの展示等を行っています。



気候変動適応

温室効果ガスを減らす緩和策と併せて気候変動により生じる変化に対応する適応策も重要です。自治体における適応計画の策定支援や、協議会の運営を行っています。



気候変動適応北海道広域協議会

環境影響評価の推進

北海道では、土地の広さや風況の良さから、大規模な陸上・洋上風力発電や太陽光発電など、再生可能エネルギー事業の導入が進められています。これらの事業による環境への影響に関して、環境影響評価法に基づく審査が適切に行われるよう、各方面と協力して環境情報の収集・整理を行っています。



近年増えつつある風力発電事業

地域の環境保全活動や環境教育の促進

持続可能な開発目標（SDGs）と持続可能な開発のための教育（ESD）を踏まえ、地域の環境保全活動と環境教育を促しています。

■ 北海道環境パートナーシップオフィス（EPO北海道）

NGO、NPO、企業、行政、学校、専門家などと協働し、「環境保全」を軸に、社会の課題解決に向けたパートナーシップの形成やセミナーやフォーラム等の開催に取り組んでいます。

EPO北海道：https://epohok.jp



■ 北海道地方ESD活動支援センター

ESDを推進する全国ネットワークの地方センターとして、ESDに関する情報収集・発信、相談対応やワークショップ等の開催を行っています。また、北海道内の地域ESD拠点と連携し、各地域でESDに取り組むステークホルダーの活動を支援しています。

北海道地方ESD活動支援センター：
https://hokkaido.esdcenter.jp



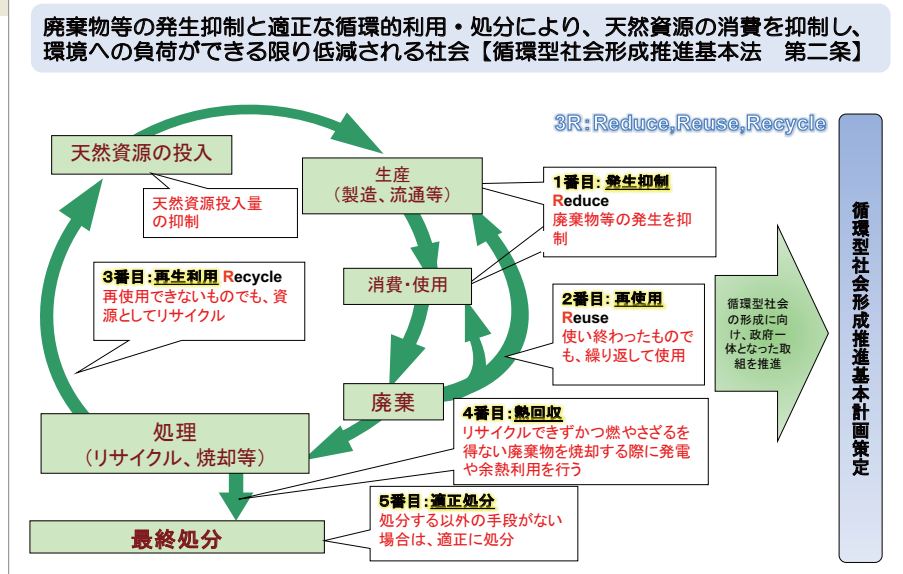
05 未来へつなぐ循環経済への移行と 災害廃棄物対策への備え

廃棄物から資源を取り出し持続可能な北海道を目指すとともに、災害時の廃棄物に備え迅速な処理を進めます。

資源循環・災害廃棄物対策課

循環型社会の形成

天然資源の消費を抑制し、環境負荷の低減が図られる社会のことを循環型社会と言い、その社会の形成に向け、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進、適正な廃棄物処理の推進を中心とした取組を進めています。さらに持続可能な形で資源を最大限活用するために関係各省市とも協力して、再資源化事業等高度化法、プラスチック資源循環促進法、各種リサイクル法の認定や動静脈産業の連携を進めることにより資源循環を促進し、再生材供給体制の具体化を目指します。



循環型社会のイメージ

各リサイクル法の実施

地域の関係機関と連携協力し、3Rの推進をはじめ、廃棄物の適正処理や不法投棄防止等の取組を展開しています。例えば、地方自治体の支援や関係事業者からの相談受付の他、各リサイクル法に基づく事業者への立入検査等の業務を実施しています。



自動車解体業者への立入検査

不法投棄対策の実施

不法投棄対策においては、地方自治体の廃棄物担当者を対象にした不法投棄対策のためのセミナーの開催、不法投棄現場の地方自治体への立ち入り検査への立会等、関係機関と連携して取り組んでいます。また、一般の方々への廃棄物不法投棄防止やごみのポイ捨て防止を呼びかけるため、毎年5月30日（ごみゼロの日）に札幌市内中心部で関係各機関と合同で街頭啓発活動を実施しています。



ごみゼロの日（5月30日）での街頭啓発

column 3 フードドライブの実施

持続可能な形で資源を利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）の取組の一環として、官庁が率先し食品ロスの削減に取り組みました。札幌第一合同庁舎等の各行政機関の職員に呼びかけ、家庭等で余っている食品を持ち寄ってもらい、北海道フードバンクネットワークに寄付しました（官庁フードドライブ）。



寄贈の様子

column 4 プラスチック再資源化の実施

北海道においては、これまで、多くの市町村において、容器包装プラスチックの分別収集や再資源化が行われてきましたが、令和4年のプラスチック資源循環促進法の施行に伴い、道内においても、複数の自治体で使用済プラスチック製品廃棄物の分別収集も行い、再資源化施設での再商品化への取組が進められています。



出典：プラスチック資源循環総合サイト

廃棄物等の輸出入管理

パーゼル法及び廃棄物処理法の規制内容等について、輸出入事業者等へ周知するとともに、有害廃棄物等の輸出入に関する事前相談を受け付け、適正な扱い方を助言しています。さらに、廃棄物等の輸出入貨物に問題が生じた場合は、税関が行う貨物検査に立ち会い、不適正な貨物について指導を行うなど、関係機関と連携した監視体制の強化や情報共有を進め、不適正な輸出入の未然防止に取り組んでいます。

パーゼル法により規制対象とされるプラスチックの廃棄物が除去されていないハーネス（電気配線部品）



災害廃棄物の処理等の支援

地震や豪雨による大規模災害発生時には、短期間に膨大な量の災害廃棄物が発生し、その迅速かつ適正な処理が、被災地の生活環境の確保と復旧・復興の進展に直結します。

このため、平時の備えと発災時の迅速な対応を両輪として、関係機関と連携した処理体制の構築と運用の強化を図るとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応力の向上にも努めています。

平成30年に発生した北海道胆振東部地震では、約7.4万トンの災害廃棄物（サッカーコートに敷き詰めると高さ10～20mになります）が発生しました。被災地の復旧・復興が速やかに進むよう、仮置場の設置、管理・運営等や災害廃棄物処理に係る補助金申請のための説明・相談などの支援を行いました。

また、北海道外で大規模な災害が発生した場合は、担当職員を派遣し、被災地域の支援も行っております。最近では、令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災地に職員を派遣しました。

こうした経験も踏まえ、発災時における**広域的かつ機動的な対応の強化**を進めています。具体的には、以下の取組を実施しています。



被災地での職員による災害支援の様子

自治体への総合的支援（発災時）

災害廃棄物の発生量推計、処理方針の提案、仮置場の確保・運営、処理委託の調整などについて、技術的助言と現地支援を行います。

広域処理・関係機関調整の推進

被災自治体単独では対応が困難な場合に備え、自治体間連携や民間事業者の活用を含めた広域処理体制の構築・調整を担います。

民間事業者との連携強化

廃棄物収集運搬業者、処分業者、建設業者等との連携を平時から推進し、発災時における迅速な収集運搬・処理体制の確保を図ります。

平時の取組

平時においては、大規模災害時廃棄物対策北海道ブロック協議会の運営、自治体の災害廃棄物処理計画の策定支援、実務研修の実施等を通じ、発災時に即応できる体制整備を進めています。

さらに、北海道外での大規模災害時（発生が想定される南海トラフ巨大地震、首都直下型地震等）の職員派遣に備えるために、災害対応業務兼任の職員を複数配置しています。



06 自然資本の健全性を維持し、将来にわたり その恵みを受けることができるように。

国立公園課

野生生物課

自然環境整備課

国立公園

国立公園は、日本を代表するすばらしい自然風景が広がる地域として、自然公園法に基づき全国で35カ所、道内で7カ所指定されています。国立公園の中では、自然風景を損なうことなく、自然の中で充実した時間を過ごしていただけるよう、アドベンチャーツーリズムをはじめとする自然体験の充実や、上質なツーリズムの推進を通じて自然資本の価値を高め、地域経済への貢献にもつなげる取組を進めています。

National
Parks
of Japan



■ 自然環境の保全・管理

国立公園の自然を守りながら適正に利用できるよう、建設や伐採などの行為は許可制度を設けて管理しています。また、清掃活動や外来種の駆除、植生の回復、利用状況の調査等の取組も行っています。



ボランティアによる清掃活動

これらの取組は、各公園に配置されたレンジャーやアクティブ・レンジャー（自然保護官補佐）を中心に、自治体や企業、地域住民、ボランティア等と連携しながら進めています。

自然環境保全地域

自然環境保全法に基づき、原生の自然状態が保たれている地域を後世に残すことを目的として、原生自然環境保全地域等を指定しています。道内には3カ所の指定地域があり、自然生態系に影響を与える開発行為が禁止されています。



大平山自然環境保全地域に生育するオオヒラウスユキソウ

column 5 国立公園満喫プロジェクト

環境省では、国立公園を世界水準のナショナルパークとしてブランド化を図る、「国立公園満喫プロジェクト」を展開しています。支笏洞爺国立公園では、プロジェクトの一环としてアクティビティをはじめとした自然体験活動の充実、サステナブルツーリズム・アドベンチャーツーリズム等を通じて、地域の自然資本を活かした高付加価値な観光を展開するほか、ビジターセンター等各種施設における多言語化等の取組を実施しています。



展示解説の多言語化（支笏湖ビジターセンター）

利用環境の整備

国立公園は、豊かな自然にふれることができる場所として、国内外からの観光客が訪れる観光拠点にもなっています。来訪者の方々に充実した体験を提供できるよう、ビジターセンターや園地、野営場等の利用施設を整備し、自然情報の提供や自然観察会等のイベントを開催しています。



支笏湖ビジターセンター



羊蹄山の夜の昆虫観察会

北海道の国立公園では、積雪寒冷地の施設として利用者が快適かつ安全に利用できるだけでなく、凍上対策や断熱性能の向上、暖房設備の高効率化などが求められています。

施設の日常的な維持管理のほか、老朽化した施設の改修、時代のニーズに合わせた更新等の再整備を進めています。



知床五湖の高架木道

自然再生事業

自然再生推進法に基づき、過去に失われた自然環境を再生する取組を進めています。北海道北部のサロベツ原野では、農地開発により乾燥化した湿原の再生事業を、北海道東部の釧路湿原では、湿原流域の人工林を自然林に戻す再生事業等を行っています。



排水路の埋め戻しにより再生した沼



column 6 30 by 30

ネイチャーポジティブの実現に向けて、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする30by30目標を掲げています。

その実現に向けて、保護地域の設定とともに、地域生物多様性増進法に基づき、企業の森、里地里山、農地、緑地、草原、水域などにおいて「自然共生サイト」の認定を推進しており、これらを核とした生態系ネットワークを形成します。



野生鳥獣の保護管理

野生の鳥類と哺乳類の保護管理を推進するため、捕獲規制や保護区の指定・管理等を行うとともに、クマ類をはじめとする野生生物による被害対策や、人との適切なすみ分けの推進など、安全・安心な暮らしの確保にも取り組んでいます。

■ 国指定鳥獣保護区の指定・管理

鳥獣保護管理法に基づき、渡り鳥の集団渡来地や希少鳥獣の生息地等の重要な場所を国指定鳥獣保護区に指定して管理を行っています。また、鳥獣保護区のうち特に重要な地域を特別保護地区に指定し、一定の開発行為を規制しています。各鳥獣保護区には管理員を配置し、パトロールや鳥獣の生息調査等を進めています。



国指定鳥獣保護区での調査

■ ヒグマ対策

北海道庁や関係省庁との連携を密にし、緊急銃猟制度の理解促進等の必要な対応、国立公園等におけるヒグマの生息実態調査等を進めています。

■ 拠点施設の整備・運営

国指定鳥獣保護区の管理拠点として施設を整備し、来訪者への自然情報の提供、観察会の開催、調査研究等の活動を関係行政機関や地域の団体と協働で実施しています。



ヒグマについての情報提供（ヒグマ情報センター）



海鳥についての展示（北海道海鳥センター）

■ 高病原性鳥インフルエンザへの対応

高病原性鳥インフルエンザは、家きん産業への影響に加え、我が国の生物多様性保全にも大きな影響を及ぼしています。そのため、関係機関と連携し、野生鳥獣における感染状況の把握・監視、感染拡大防止に努めています。

■ 傷病鳥獣の保護

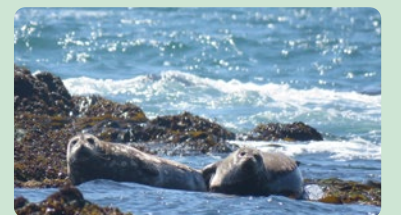
希少な野鳥等について、ケガや病気で保護が必要な個体が発見された場合には、野生鳥獣保護センター等へ搬送して治療やリハビリを行い、回復した個体は自然に帰しています。



治療・リハビリが完了したクマタカノ放鳥の様子

column 7 アザラシとの共存を目指して

えりも地域に定住しているゼニガタアザラシは、過去に個体数が大きく減少しましたが、その後の保護施策により個体数が回復しました。その一方、サケ定置網を中心に漁業被害が深刻化したことから、アザラシと地域社会との将来にわたる共存を目指して、漁業関係者をはじめ地域と協力し、漁網内へのアザラシの進入を防ぐ網の開発や音響忌避装置の試行、個体群の管理、モニタリング等の取組を行っています。



えりも地域のゼニガタアザラシ

希少種の保護

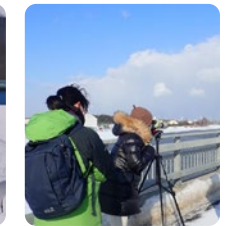
種の保存法に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物種の保護のため捕獲等を規制しています。また、特に保護を図る必要がある種については保護増殖事業計画を策定しており、当局ではシマフクロウ、タンチョウ、オオワシ、オジロワシ、ウミガラス、レブンアツモリソウについて、生育・生息環境の改善やモニタリング等の保護増殖事業を行っています。



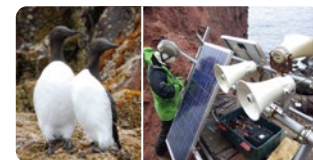
〈シマフクロウ〉
足環の装着や巣箱の設置、給餌等を行っています。



〈タンチョウ〉
生息地の分散に向けて、生息状況調査や普及啓発等を行っています。



〈オオワシ・オジロワシ〉
生息状況のモニタリングや事故対策等を行っています。



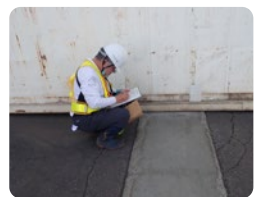
〈ウミガラス〉
音声装置や模型（デコイ）による繁殖地への誘引等を行っています。



〈レブンアツモリソウ〉
パトロールや生育環境改善のための刈払い等を行っています。

外来種対策

外来種のうち、特に生態系等への被害が心配される生物は、外来生物法に基づき特定外来生物に指定され、飼育や栽培、野外に放つこと等が禁止されるほか、防除活動が推進されます。飼養等の許可申請の審査や防除活動の認定等の業務を行っているほか、ヒアリ類の侵入状況調査、専門家派遣事業、関係機関との連絡調整、国立公園等の生物多様性の保全上重要な地域での防除事業を行っています。



ヒアリ類侵入状況調査

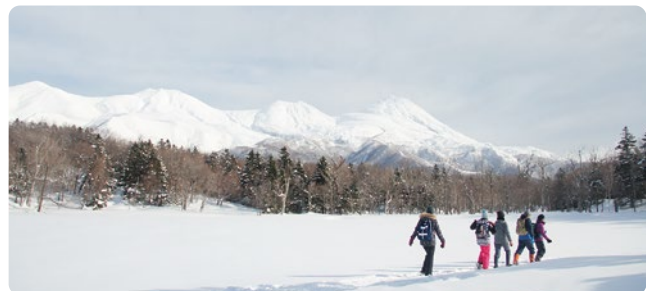
07 北海道の自然と生物多様性

北海道は、面積の約7割が森林に覆われ、各地に原生的な自然が残されています。冷涼な北海道の気候と、本州と隔離された地形条件が、本州以南とは異なる特徴的な自然風景や様々な生き物の生育・生息場所を作り上げています。

北海道には7つの国立公園があります。火山活動によって作られた多様な地形、広大な土地に発達した大規模な湿原、山岳地帯の裾野に広がる針広混交林等、北海道らしい自然景観がダイナミックに広がります。これらの雄大な自然に魅せられ、国立公園には多くの方々が訪れますが、その目的は、観光や自然観察、登山、スキー、キャンプ等、多様です。近年では、外国人の来訪者も増えています。



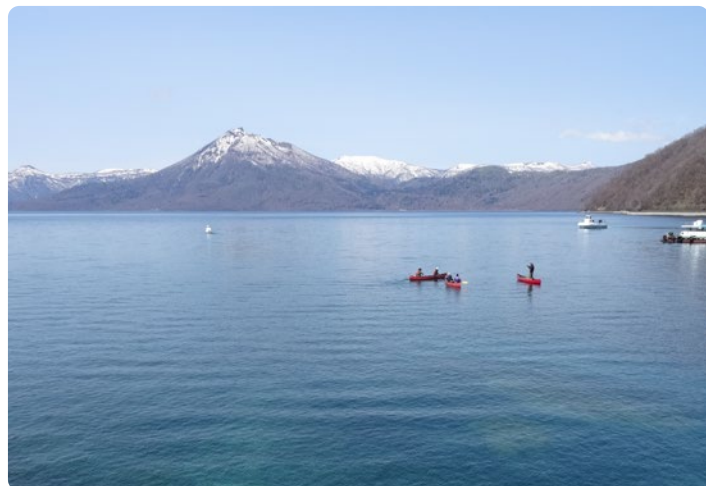
裾合平の紅葉（大雪山国立公園）



荘厳な自然を感じる厳冬期知床五湖トレッキング（知床国立公園）



ゼニガタアザラシが生息する襟裳岬周辺（日高山脈襟裳十勝国立公園）

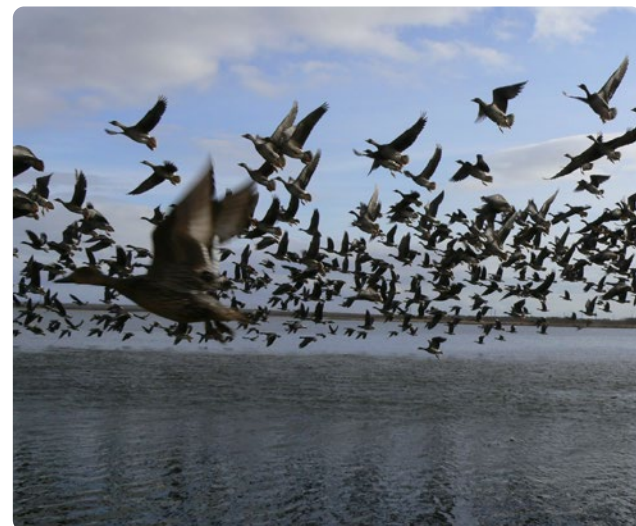


恵庭岳をバックに支笏湖でカヌー体験（支笏洞爺国立公園）

北海道は、野生生物の宝庫でもあります。本州と北海道の間には、「ブラキストン線」と呼ばれる動物の分布境界があり、生息する種も本州以南とは大きく異なります。野生生物は人々の身近に存在し、市街地周辺でもキタキツネやエゾリスといった生物が見られます。また、ヒグマやエゾシカ、オオワシ等、本州以南と比べて大型の種が多いことも特徴です。

春と秋には、各地の湖沼が多くの水鳥で賑わいます。渡りの中継地等、野生鳥獣の生息地として重要な場所は、鳥獣保護区や国際条約で保護されています。シマフクロウやタンチョウ等、国内では北海道にしか生息しない希少種も多く、様々な保護の取組が行われています。

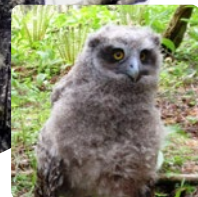
一方で、野生生物による生態系への影響や人との軋轢が生じています。例えば、高密度に生息するエゾシカによる自然植生への影響や農林業被害が深刻化しているほか、ヒグマによる人身被害も発生しています。また、アライグマやウチダザリガニのように、もともと北海道には生息していなかった外来種が野生化し、生態系や人々の暮らし、営みに悪影響を及ぼしています。



ウトナイ湖から飛び立つマガンの群れ（国指定ウトナイ湖鳥獣保護区）



シマフクロウは日本では北海道のみに100つがいほどが生息



シマフクロウの幼鳥



エゾナキウサギ（大雪山国立公園）



ウチダザリガニ（特定外来生物）



アライグマ（特定外来生物）

column 8 アイヌ語由来の地名と国立公園

北海道の地名は、先住民族アイヌの言葉を由来としたものが多く見られます。例えば、「利尻礼文サロベツ国立公園」の「利尻」は「リィ・シリ(高い島)」が、「サロベツ」は「サル・オ・ベツ(ヨシ原にある川)」が語源です。アイヌ語の地名には、地形や自然景観が端的に示されており、国立公園内の地名と実際の風景を見比べると、アイヌが先住していた時代から現代に至るまで、変わらぬ姿で自然景観が維持されてきたことがわかります。国立公園は、北海道の自然を未来に引き継いでいきます。



サロベツの砂丘林と利尻山（利尻礼文サロベツ国立公園）

column 9 アクティブ・レンジャー日記

アクティブ・レンジャー（自然保護官補佐）とは、自然保護官の補佐役として、国立公園等のパトロール、調査、利用者指導、自然解説等の業務を担う環境省の職員です。アクティブ・レンジャー日記は、国立公園の状況やアクティブ・レンジャーが日々の業務から感じたこと、考えたこと等をお伝えするブログです。ぜひご覧ください！

<https://hokkaido.env.go.jp/blog/>



来訪者への自然解説（国指定ウトナイ湖鳥獣保護区）

08 北海道の国立公園・国指定鳥獣保護区・ラムサール条約湿地

国立公園

国立公園は、日本を代表する自然の風景地として自然公園法に基づいて国が指定するもので、優れた自然の風景地を保護するとともに、適正な利用の推進に取り組んでいます。北海道では、7カ所が指定されています。

利尻礼文サロベツ国立公園

利尻山が生み出す多彩な景観、花咲き誇る最北の公園

一北辺の島と原野 華麗な花園と豊かな海一

日本最北の国立公園。利尻山では洋上の独立峰ならではのダイナミックな登山が楽しめます。礼文島の美しいお花畑でのトレッキング、湿原植物が豊かなサロベツ湿原での散策のほか、見どころを巡る周遊観光も人気です。



知床国立公園

流水がつなぐ豊かな生態系、火山が生んだ山々と海岸断崖が織りなす雄大な景観

火山活動や流水等によって形成された険しく雄大な景観と、多様な生態系が特徴です。知床五湖での自然散策や観光船による遊覧等のほか、登山やシーカヤック等の利用も人気があり、冬には流水体験等のアクティビティも楽しめます。



大雪山国立公園

北海道の真ん中に広がる大屋根

カムイミンタラ 神々の遊ぶ庭

大雪山は、北海道の最高峰である旭岳をはじめとした山群です。山岳域は、大規模な高山植物群落を有し、広大な山岳景観が多くの入々を魅了します。山麓域は、大樹海や深い峡谷、山々に囲まれた湖を有し、豊富な温泉が湧出するなど、絶好の観光拠点となっています。



阿寒摩周国立公園

日本最大のカルデラ地形、火山・森・湖が織りなす広大な景観

火山、湖、森林が織りなす原生的な自然景観と、豊かな自然環境に生息する様々な野生生物たち。雄大なカルデラ地形の中に阿寒湖、屈斜路湖、摩周湖の3つの湖が点在し、各地に温泉が湧出して滞在拠点となっているほか、トレッキングやカヌーなどの魅力的なアクティビティを体験することができます。



支笏洞爺国立公園

生きている火山と静まる蒼い湖

一火山活動の博物館一

カルデラ湖や様々な種類の火山地形が見られます。火山活動の恩恵として、温泉観光地が賑わいを見せ、湖と森と火山の織りなす景観美が人々の心を和ませます。札幌市中心部や新千歳空港からアクセスしやすく、バードウォッチングやトレッキング、カヌーやレイクダイビング等、様々なアクティビティが楽しめます。



日高山脈襟裳十勝国立公園

日本最大の陸域面積を誇る新たな国立公園

山岳から海まで連なる 雄大な景観

プレートの衝突によって形成された非火山性連峰を基盤として、原生的な自然生態系が広がります。核心部では登山の難易度が高い一方で、山麓部では日高山脈の雄大な風景や自然探勝が楽しめます。



国指定鳥獣保護区

国際的または全国的に重要な鳥獣の生息地を鳥獣保護管理法に基づき国指定鳥獣保護区に指定して、巡視や生息状況調査等を行っています。北海道では14カ所を指定しています。

名称	所在地	指定区分
大雪山	上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、富良野市、南富良野町、新得町、上士幌町	大規模生息地
浜頓別クッチャロ湖	浜頓別町	集団渡来地
サロベツ	豊富町、幌延町	集団渡来地
湧沸湖	網走市、小清水町	集団渡来地
野付半島・野付湾	別海町、標津町	集団渡来地
風蓮湖	根室市、別海町	集団渡来地
厚岸・別寒辺牛・霧多布	厚岸町、浜中町	集団渡来地
宮島沼	美瑛市	集団渡来地
ウトナイ湖	苫小牧市	集団渡来地
天売島	羽幌町	集団繁殖地
ユルリ・モユルリ	根室市	集団繁殖地
大黒島	厚岸町	集団繁殖地
知床	斜里町、羅臼町	希少鳥獣生息地
釧路湿原	釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村	希少鳥獣生息地

ラムサール条約湿地

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）に基づき、国際的な基準に適合した湿地を登録しています。北海道では1980年に釧路湿原が我が国で初めて登録されました。現在、13カ所が登録され、湿地の保全や環境に配慮した利活用、学習・交流等の活動が行われています。

名称	所在地	湿地の特徴
クッチャロ湖	浜頓別町	大規模ガンカモ渡来地
サロベツ原野	豊富町、幌延町	高層・中層・低層湿原、オオヒシクイ、コハクチョウ渡来地
湧沸湖	網走市、小清水町	低層湿原、湖沼、大規模オオハクチョウ・ヒシクイ等渡来地
雨竜沼湿原	雨竜町	高層湿原
野付半島・野付湾	別海町、標津町	塩性湿地、低層湿原、藻場、大規模コクガン・ホオジロガモ等渡来地
阿寒湖	釧路市	淡水湖、マリモ生育地
宮島沼	美瑛市	大規模マガン渡来地
風蓮湖・春国岱	根室市、別海町	汽水湖、低層湿原、藻場、タンチョウ繁殖地、大規模キアシシギ・オオハクチョウ等渡来地
釧路湿原	釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村	低層湿原、タンチョウ生息地
霧多布湿原	浜中町	高層湿原、タンチョウ繁殖地
厚岸湖・別寒辺牛湿原	厚岸町	低層湿原、高層湿原、大規模オオハクチョウ・ガンカモ渡来地、タンチョウ繁殖地
ウトナイ湖	苫小牧市	大規模ガンカモ渡来地
大沼	七飯町	淡水湖、堰止湖群